

いつから受けられる!?

国の年金の支給開始年齢



将来、私たちの生活の柱となる国の年金はいつから受け始められるでしょうか。その仕組みを確認してみましょう。

国の年金の支給開始年齢は？

- 私たち会社員である厚生年金の被保険者は、支給開始年齢に達すると、年金（老齢基礎年金と老齢厚生年金）を受けられます。
- 年金の支給開始年齢は、原則65歳です。
- ただし、生年月日や性別によって、65歳になる前にも年金が受けられる場合があります（図表1参照）。これを「特別支給の老齢厚生年金」といいます。

知っておきたい「年金用語」

特別支給の老齢厚生年金

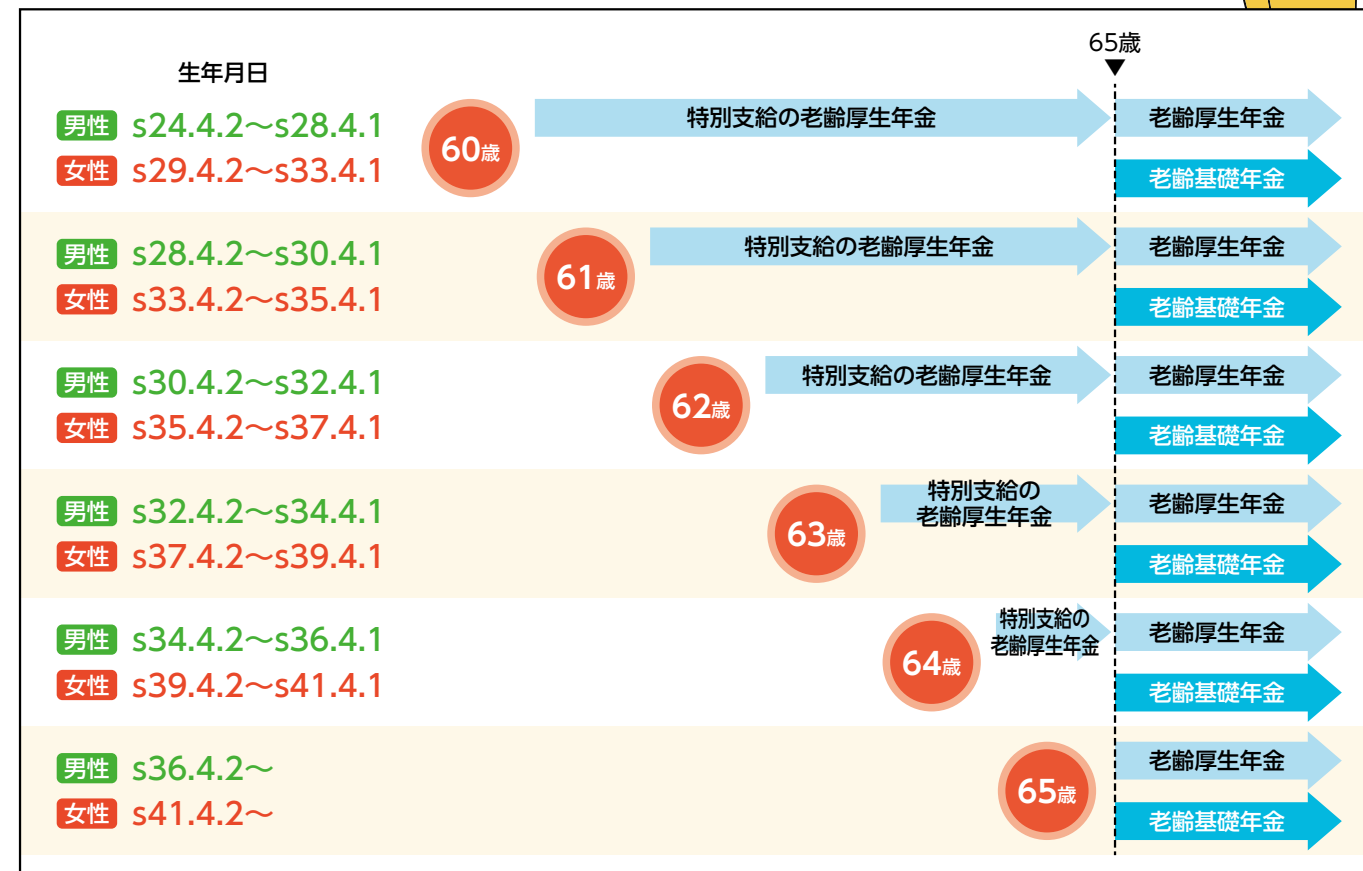
老齢基礎年金は、原則10年の加入期間があれば65歳から受けられます。さらに厚生年金保険の加入期間が1ヵ月以上あれば老齢厚生年金が受けられます。このうち昭和36年4月1日（厚生年金保険の女性は昭和41年4月1日）以前生まれの人は、厚生年金保険の加入期間が1年以上あれば生年月日に応じて60歳～64歳から老齢厚生年金が受けられます。これを「特別支給の老齢厚生年金」といいます。

年金の受給開始時期は変えられる？

- 年金の支給開始年齢にかかわらず、希望すれば受給開始時期を1ヵ月単位で早めたり（繰上げ）、遅くしたり（繰下げ）することもできます。
- 繰り上げて受給をした場合は、本来よりも早く受け始めた分、年金額が生涯減額されます。
- 繰下げ受給は、本来よりも遅く受け始める分、年金額が生涯増額されます。なお、特別支給の老齢厚生年金の繰下げ受給はできません。

図表1 ● 国の年金の支給開始年齢

生年月日や性別によって年金を受け始める年齢が違います。



図表2 ● 繰上げ・繰下げ受給の年金額の計算式

繰上げ受給の計算式（60歳～64歳）

$0.4\% \times \text{繰上げ請求月から65歳}^{*2}$ になる月の前月までの月数

*1 昭和37年4月1日以前生まれは0.5% *2 特別支給の老齢厚生年金は支給開始年齢

（60歳から受給の場合）

最大24%減額

繰下げ受給の計算式（66歳～70歳）

$0.7\% \times \text{65歳に達した月から繰下げ請求月の前月までの月数}$

（70歳から受給の場合）

最大42%増額



年金額の減額・増額は生涯にわたるので
選択する際はご注意ください！

繰下げ受給は、①老齢基礎年金のみ、②老齢厚生年金のみ、③老齢基礎年金+老齢厚生年金、いずれかの選択ができます。①、②は、65歳の年金請求時に該当項目をチェックの上、日本年金機構に提出します。③の場合、手続きは必要ありません。

コラム
Column

Q

繰上げ請求の主なデメリットについて

- ・ 年金額は生涯にわたって減額されます。また、一度繰上げ請求をすると、取り消すことはできません。
- ・ 65歳になるまでは、繰り上げた年金と遺族年金を同時に受け取ることはできません。
- ・ 障害の程度が重くなった場合に、障害基礎年金を受け取ることができません。
- ・ 国民年金の任意加入被保険者にはなりません。

※繰上げ・繰下げ受給の詳細については、最寄りの年金事務所、または街角の年金相談センターへお問い合わせください。